

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本制度は昭和 60 年以来、制度改革及び歳出の抑制の観点から見直されてきており、今年度は暫定的に 4,250 億円が税源移譲予定特例交付金として措置されているが、本制度を含む義務教育のあり方については、中央教育審議会で幅広く検討し、平成 17 年秋までに結論を得ることとされているところである。

一方、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を見直す「三位一体の改革」は、真の分権型社会を実現するために必要なものであるが、国は税源移譲や権限移譲など改革の全体像を明らかにしていない状況である。

このような中、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担金が一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって国におかれては、義務教育に係る予算について、地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、少人数指導等を目指す定数改善計画を早期に策定し、行き届いた豊かな教育の実現に向けて、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

住民基本台帳制度は、昭和 42 年の制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

しかしながら、住民基本台帳法によると、請求事由等を明らかにすれば、氏名、住所、生年月日、性別の 4 情報を、原則として誰でも閲覧できる状況にあり、本年 4 月から個人情報保護法が全面施行された中であって、こうした住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安が高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度が悪徳商法や犯罪事件に悪用されるなど、現実として住民の権利を著しく侵害する事態も生じているが、自治体独自の取組だけでは補いきれない問題であり、現行の閲覧制度の下では、自治体としては、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって国におかれては、住民基本台帳法に何人でも閲覧を請求できると規定されている閲覧制度について、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
総務大臣

障害者自立支援法案に関する意見書

障害者の地域社会での就労と自立をねらいとし、これまで身体・知的・精神の障害種別に分かれていた福祉サービスの一元化、支援の必要度合いに応じたサービスの利用、持続可能な制度とするための応益負担などを柱とした、障害者福祉の総合化を図るための障害者自立支援法案が今国会に提出され、審議されている。

しかしながら、福祉サービスを受ける際のサービス量及び障害に関する医療を受ける際の医療費に応じて支払う、世帯同一生計を前提とした原則1割の自己負担や、施設での食費・光熱水費の実費負担など、新たな利用者負担を含む同法案に対し、障害者やその家族は、大きな不安を抱いている。

よって国におかれては、当事者である障害者の生活実態を踏まえ、法案の審議に当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望するものである。

- 1 利用者負担については、低所得者に対する特例措置を講ずるなど、過大な負担にならないようにし、一定の経過措置を設定すること。
- 2 障害者の就労と生活の場を確保するための経済基盤等を拡充すること。
- 3 各市町村が新制度を周知し、準備するための十分な期間を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

B S E (牛海綿状脳症) 対策の継続に関する意見書

国内で B S E (牛海綿状脳症) 感染牛が確認されて以来、政府は、全頭検査の実施、特定危険部位の除去及び飼料規制の徹底を図り、また、平成 15 年に米国で B S E 感染牛が発見されてからは、米国産牛肉の輸入を禁止するなど、消費者の牛肉に対する信頼の回復に努めてきた。

しかしながら、B S E については感染の原因を含めて科学的説明が十分されておらず、国内でも新たな牛の B S E 感染例や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者の発生など、依然として B S E に対する不安が続いている。

このような中、政府は 20 箇月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することとし、さらに米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めているが、安易な検査体制の緩和や性急な輸入再開は、消費者の不安を増大させることになる。

よって国におかれては、牛肉の安全性に対する国民の信頼を今後も確保するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 米国産牛肉等の輸入を再開する際は、肉質チェックによる月齢判定の正確性や牛以外の家畜への肉骨粉の使用による交差汚染の可能性など、米国の B S E 対策の実効性について、十分な科学的検証を行うこと。
- 2 国内の B S E 対策については、特定危険部位の除去や飼料規制など、生産と流通に関する適正な情報開示を行うことにより、国民の信頼を得ること。
- 3 地方自治体の自主的な全頭検査に対する財政的支援を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣